

平成28年度 小さな拠点の形成に関する実態調査 調査結果

平成28年12月
内閣府地方創生推進事務局

1. 調査概要

「平成28年度小さな拠点の形成に関する実態調査」概要

- 調査主体：内閣府地方創生推進事務局
- 調査時期：平成28年10月末時点における状況として、11月2日～11月16日にかけて調査
- 調査対象：全市町村
- 調査方法：都道府県を經由して、市町村に対して、市町村内の小さな拠点の形成状況等について調査。調査票をメールで送付し、都道府県においてとりまとめの上、メールで回収
- 調査項目：市町村における小さな拠点の形成数、今後の形成予定数
各小さな拠点の地区名、住所、人口、集落数、対象範囲、地域区分、地域再生計画や市町村版総合戦略への位置付け、主な拠点施設、交通ネットワーク、地域運営組織の有無等

【本調査の対象とする「小さな拠点」】

中山間地域等において、地域住民の生活に必要な生活サービス機能（医療・介護・福祉、買い物、公共交通、物流、燃料供給、教育等）やコミュニティ機能を維持・確保するため、旧町村の区域や小学校区等の集落生活圏※において、生活サービス機能や地域活動の拠点施設が一定程度集積・確保している施設や場所・地区・エリア

※集落生活圏：単一又は複数の集落及び周辺農用地等で構成された自然的社会的諸条件からみて一体的な日常生活圏を構成している圏域。なお、基本的に集落生活圏に一つの「小さな拠点」となる。

【調査結果の集計にあたっての留意点】

- 都市部のみで小さな拠点の形成が考えられない市町村については、都道府県の判断で調査依頼をしていない市町村もあるが、その場合は、小さな拠点が無いと回答があったものと見なし回答数に計上している。
- 必ずしも「小さな拠点」として明確に位置付けを与えていない場合でも、上記の定義（概念）に該当する場合は、本調査の対象としている。
- 都市計画法上の市街化区域に立地している箇所は集計から除外した。
- 本調査の対象とする「小さな拠点」は、上記の定義（概念）に基づき市町村から回答を頂いており、地域の状況に応じて、各小さな拠点に立地する施設や交通ネットワークの有無等の施設や機能にはばらつきがある。

2. 調査結果 概要

【全体の概要】

- 回答のあった市町村のうち、**約20%の市町村にあたる348市町村**において、小さな拠点が既に形成されている
- そのうち、**市町村版総合戦略※に位置付けて取組を進めている市町村は、191市町村（11%）**
※市町村版総合戦略：市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略
- 市町村版総合戦略に位置付けのある小さな拠点の形成数は、全国で**722箇所**

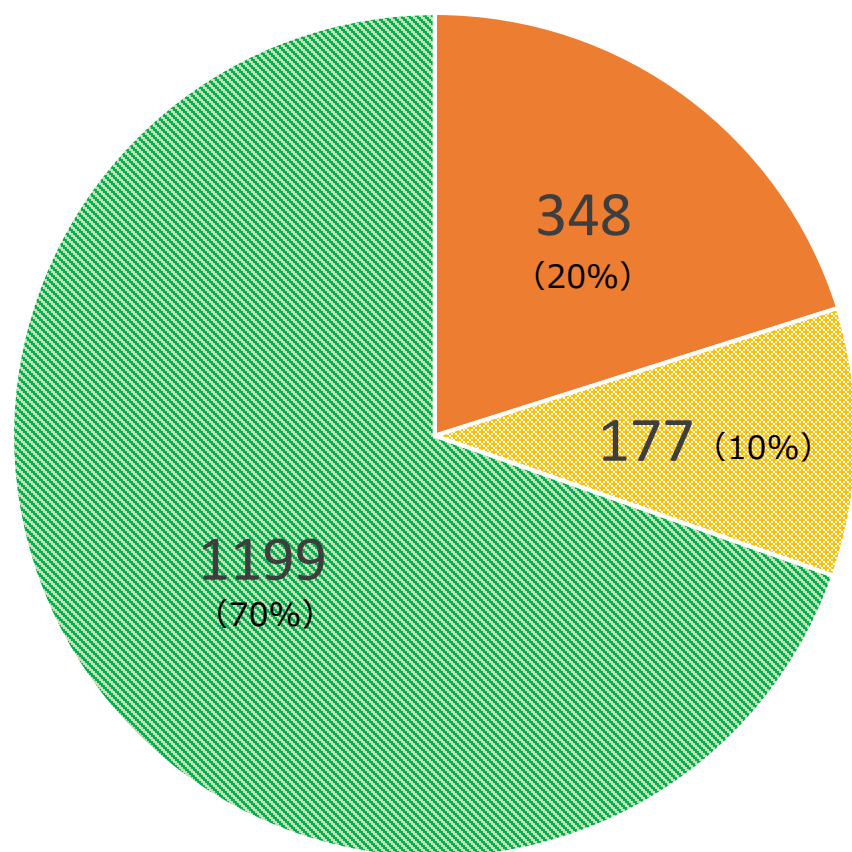
【市町村版総合戦略に位置付けのある小さな拠点722箇所の概要】

- 対象とする集落生活圏の範囲は、**小学校区や旧小学校区が多い**（それぞれ全体の30%）
- 15%にあたる111箇所で地域再生計画に位置付けて、主に地方創生交付金を活用し、取組を推進
- 立地する主な施設は、バス停留所、郵便局、食料品・日用品販売店、運動施設等、飲食店、ATMの順に多い
- **都市部との公共交通は93%の箇所で形成**されており、**周辺集落との交通は80%の箇所で形成**されている
- 都市部との交通は民営路線バスが最も多い、一方で、周辺部との交通は公営路線バスが最も多い
- **79%の箇所で地域運営組織が形成**され、小さな拠点を含む集落生活圏の課題解決に取り組む

2. 調査結果 (1) 回答市町村数等

- 回答市町村数：1,724市町村（回答率99%）
- 回答のあった市町村のうち、小さな拠点[※]が既に形成されている市町村は、348市町村（20%）
- そのうち、市町村版総合戦略[※]に位置付け取組を進めている市町村は、191市町村（11%）

※市町村版総合戦略：市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略のこと

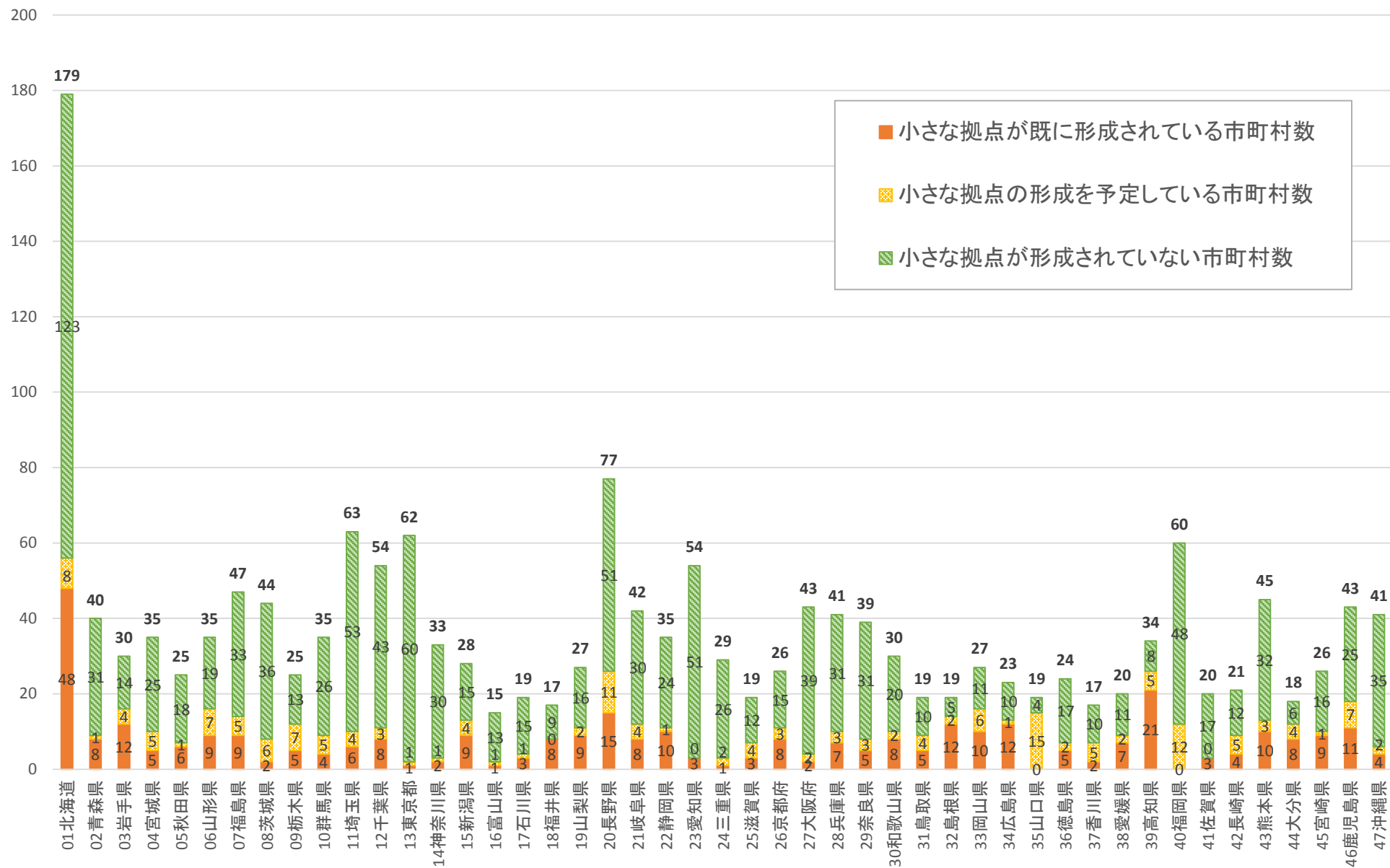


- 小さな拠点が既に形成されている市町村数
- 小さな拠点の形成を予定している市町村数^{※1}
- 小さな拠点が形成されていない市町村数^{※2}

※1 一つの市町村内に、小さな拠点が既に形成されてる箇所と今後形成を予定している箇所の両方がある場合は、小さな拠点が既に形成されている市町村数のみに計上している

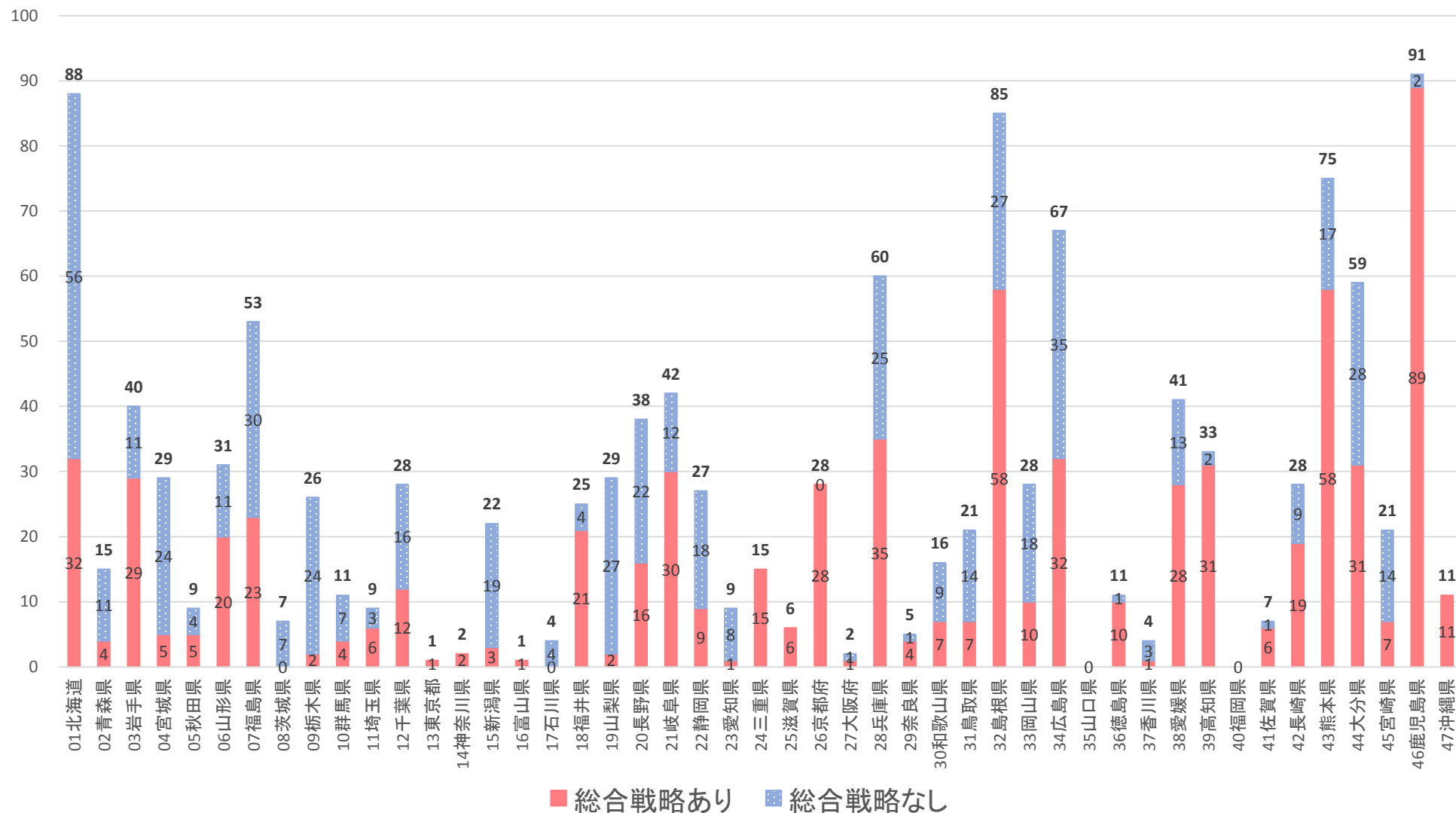
※2 都市部のみで小さな拠点の形成が考えられない市町村も含む

2. (1) 回答市町村数の都道府県別内訳



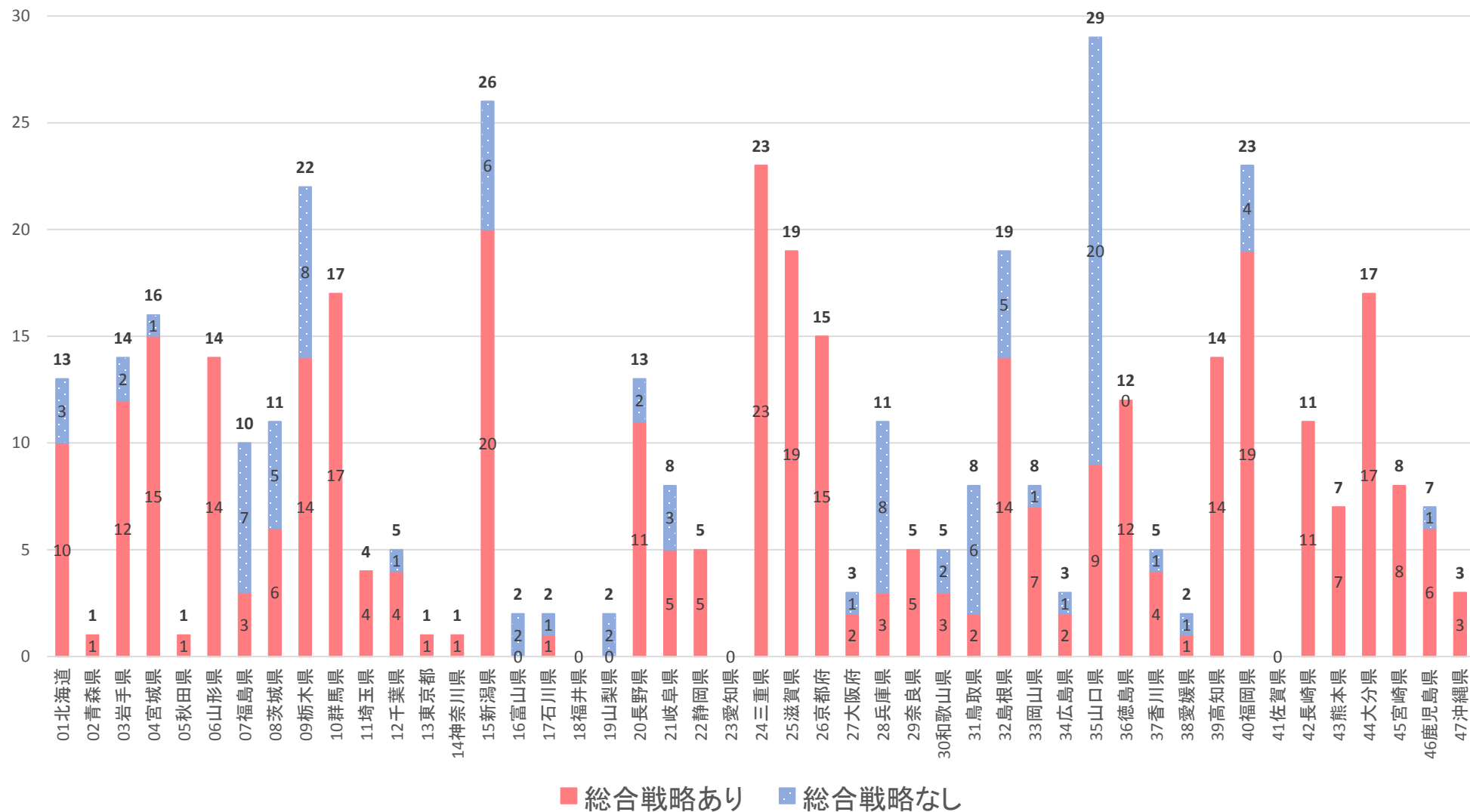
2. (2) 現在形成されている小さな拠点数

- 現在形成されている小さな拠点は、
 市町村版総合戦略に位置付けのある箇所数：722か所（191市町村）
 市町村版総合戦略に位置付けのない箇所数：538か所（157市町村）



2. (3) 今後、形成が予定されている小さな拠点数

- 今後、形成が予定されている小さな拠点は、
市町村版総合戦略に位置付けのある箇所数：351か所（163市町村）
市町村版総合戦略に位置付けのない箇所数：94か所（47市町村）



2. (4) 現在形成されている小さな拠点における各調査項目の結果

2. (4) - ① 法律上の地域区分

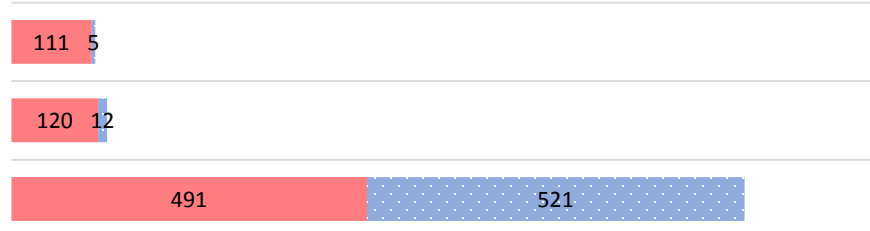
	総合戦略あり	総合戦略なし	※複数回答
①市街化調整区域	20 (3%)	43 (8%)	20 43
②非線引き都市計画区域の用途地域指定区域	96 (13%)	38 (7%)	96 38
③非線引き都市計画区域の用途地域非指定区域	171 (24%)	136 (25%)	171 136
④農業振興地域	535 (74%)	385 (72%)	535 385

2. (4) - ② 対象範囲

	総合戦略あり	総合戦略なし	※複数回答
①中学校区より広い	15 (2%)	16 (3%)	15 16
②中学校区	107 (15%)	125 (23%)	107 125
③旧中学校区(平成の大合併以降の統廃合の直前まで中学校区があったエリア)	13 (2%)	7 (1%)	13 7
④小学校区	219 (30%)	189 (35%)	219 189
⑤旧小学校区(平成の大合併以降の統廃合の直前まで小学校区があったエリア)	215 (30%)	61 (11%)	215 61
⑥小学校区(又は旧小学校区)より狭い	85 (12%)	106 (20%)	85 106
⑦その他	68 (9%)	34 (6%)	68 34
合 計	722 (100%)	538 (100%)	

2. (4) - ③ 地域再生計画への位置付け

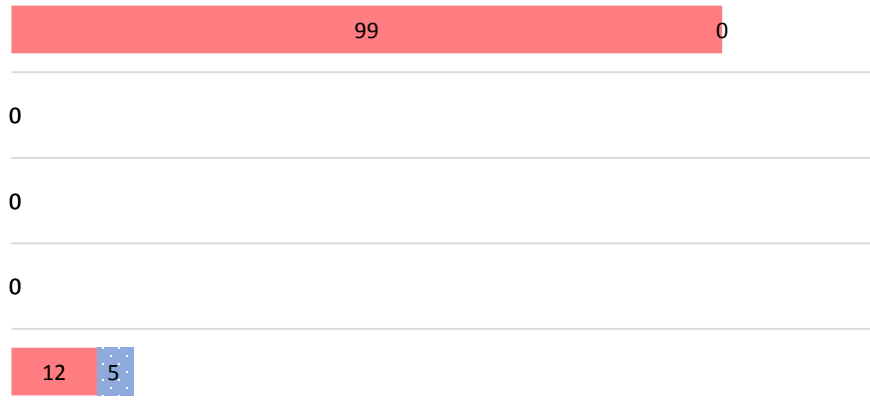
	総合戦略 あり	総合戦略 なし
①位置付けあり	111 (15%)	5 (1%)
②今後、策定予定	120 (17%)	12 (2%)
③なし	491 (68%)	521 (97%)
合 計	722 (100%)	538 (100%)



2. (4) - ③ - ア 地域再生計画において位置付けた特例措置

※ 2. (4) - ③ 地域再生計画への位置付け 「①位置付けあり」の内訳

	総合戦略 あり	総合戦略 なし
①地方創生交付金の活用	99 (89%)	0 (0%)
②地域再生土地利用計画の策定	0 (0%)	0 (0%)
③自家用有償旅客運送者による少量貨物輸送の活用	0 (0%)	0 (0%)
④小さな拠点税制の活用	0 (0%)	0 (0%)
⑤その他	12 (11%)	5 (100%)
合 計	111 (100%)	5 (100%)



2. (4) - ④ 主な施設

	総合戦略 あり	総合戦略 なし	※複数回答
a 市役所・町村役場の本庁	85 (12%)	58 (11%)	85 58
b 市役所・町村役場の支所・出張所、行政窓口	300 (42%)	303 (56%)	300 303
c 公民館	452 (63%)	345 (64%)	452 345
d 地域交流センター等地区住民の活動拠点施設	463 (64%)	308 (57%)	463 308
e 郵便局(簡易郵便局含む)	605 (84%)	440 (82%)	605 440
f 農協	359 (50%)	311 (58%)	359 311
g 銀行、信用金庫等金融機関(郵便局、農協除く)	210 (29%)	157 (29%)	210 157
h ATM(上記の施設に併設している場合も含む)	482 (67%)	366 (68%)	482 366
i 保育所・幼稚園	451 (62%)	357 (66%)	451 357
j 小学校	452 (63%)	391 (73%)	452 391
k 中学校	288 (40%)	242 (45%)	288 242
l 高等学校	93 (13%)	55 (10%)	93 55
m 運動施設(運動場、体育館等)、公園、広場	534 (74%)	366 (68%)	534 366
n 医療施設(病院、診療所等)	427 (59%)	351 (65%)	427 351
o 高齢者福祉施設、地域包括支援センター	396 (55%)	301 (56%)	396 301
p ガソリンスタンド	440 (61%)	355 (66%)	440 355
q 食料品・日用品販売店 (スーパー、コンビニ、個人商店等)	604 (84%)	448 (83%)	604 448
r 飲食店(食堂、レストラン、喫茶店等)	530 (73%)	389 (72%)	530 389
s 道の駅	84 (12%)	68 (13%)	84 68
t 物産・観光施設(道の駅以外)	291 (40%)	196 (36%)	291 196
u 宿泊施設	330 (46%)	233 (43%)	330 233
v 鉄道駅	140 (19%)	128 (24%)	140 128
w バス停留所	667 (92%)	482 (90%)	667 482

2. (4) - ⑤ 都市部と小さな拠点を結ぶ公共交通機関の有無

	総合戦略 あり	総合戦略 なし
①あり	670 (93%)	495 (92%)
②なし(今後開設予定)	8 (1%)	1 (0%)
③なし(予定もなし)	44 (6%)	42 (8%)
合 計	722 (100%)	538 (100%)



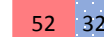
8 1

44 42

2. (4) - ⑤ - ア 交通機関の種類

※ 2. (4) - ⑤ 都市部と小さな拠点を結ぶ公共交通機関の有無 「①あり」の内訳

	総合戦略 あり	総合戦略 なし
①鉄道・軌道	66 (10%)	87 (18%)
②民営路線バス(一般乗合)	326 (49%)	250 (51%)
③公営路線バス(一般乗合)	196 (29%)	108 (22%)
④乗合タクシー	52 (8%)	32 (6%)
⑤自家用有償旅客輸送	9 (1%)	10 (2%)
⑥その他	21 (3%)	8 (2%)
合 計	670 (100%)	495 (100%)



9 10

21 8

2. (4) - ⑥ 小さな拠点と周辺集落を結ぶ公共交通機関の有無

	総合戦略 あり	総合戦略 なし	
①あり	575 (80%)	469 (87%)	
②なし(今後開設予定)	29 (4%)	5 (1%)	
③なし(予定もなし)	118 (16%)	64 (12%)	
合 計	722 (100%)	538 (100%)	

2. (4) - ⑥ - ア 交通機関の種類

※ 2. (4) - ⑥ 小さな拠点と周辺集落を結ぶ公共交通機関の有無 「①あり」の内訳

	総合戦略 あり	総合戦略 なし	
①鉄道・軌道	1 (0%)	8 (2%)	
②民営路線バス(一般乗合)	162 (28%)	166 (35%)	
③公営路線バス(一般乗合)	244 (42%)	170 (36%)	
④乗合タクシー	106 (18%)	65 (14%)	
⑤自家用有償旅客輸送	31 (5%)	35 (7%)	
⑥その他	31 (5%)	25 (5%)	
合 計	575 (100%)	469 (100%)	

2. (4) - ⑦ 交通結節機能の有無

	総合戦略あり		総合戦略なし			
	数	割合	数	割合	数	数
①小さな拠点における乗継ぎあり (乗継ぎ施設あり)	133	(18%)	141	(26%)	133	141
②小さな拠点における乗継ぎあり (乗継ぎ施設なし)	120	(17%)	92	(17%)	120	92
③小さな拠点における乗継ぎなし	469	(65%)	305	(57%)	469	305
合 計	722	(100%)	538	(100%)		

2. (4) - ⑧ 小さな拠点を含む地域公共交通網形成計画の有無

	総合戦略あり		総合戦略なし			
	数	割合	数	割合	数	数
①作成済	191	(26%)	174	(32%)	191	174
②作成なし(予定あり)	263	(36%)	142	(26%)	263	142
③作成なし(予定なし)	268	(37%)	222	(41%)	268	222
合 計	722	(100%)	538	(100%)		

2. (4) - ⑨ 地域運営組織の有無

	総合戦略あり	総合戦略なし	
①あり	573 (79%)	291 (54%)	
②なし	149 (21%)	247 (46%)	
合計	722 (100%)	538 (100%)	

2. (4) - ⑨ - ア 地域運営組織の主な法人格

※ 2. (4) - ⑨ 地域運営組織の有無 「①あり」の内訳

	総合戦略あり	総合戦略なし	
①法人格のない任意団体	522 (91%)	268 (92%)	
②NPO法人(認定NPO除く)	14 (2%)	15 (5%)	
③一般社団法人	6 (1%)	0 (0%)	
④認可地縁団体(地方自治法に基づく)	23 (4%)	7 (2%)	
⑤社会福祉法人	1 (0%)	0 (0%)	
⑥株式会社	6 (1%)	1 (0%)	
⑦一般財団法人	1 (0%)	0 (0%)	
合計	573 (100%)	291 (100%)	

(参考) 本調査における「小さな拠点」の定義 (概念)

本調査の実施にあたっては、調査対象とする小さな拠点について、以下の定義 (概念) を示した上で市町村に調査を行っており、回答した市町村の状況に応じて、各小さな拠点に立地する施設や交通ネットワークの有無等の施設や機能にはばらつきがあることに留意が必要です。

●本調査の対象とする小さな拠点

「小さな拠点」については、明確な定義はありませんが、本調査においては、以下の概念に該当する施設や場所 (地区・エリア) を調査対象とします。必ずしも「小さな拠点」として明確に位置付けを与えていない場合でも、「小さな拠点」の概念に該当する場合は、本調査の対象とします。

【本調査の対象とする「小さな拠点」】

中山間地域等において、地域住民の生活に必要な生活サービス機能 (医療・介護・福祉、買い物、公共交通、物流、燃料供給、教育等) やコミュニティ機能を維持・確保するため、旧町村の区域や小学校区等の集落生活圏※において、生活サービス機能や地域活動の拠点施設が一定程度集積・確保している施設や場所・地区・エリア

※集落生活圏：単一又は複数の集落及び周辺農用地等で構成された自然的社会的諸条件からみて一体的な日常生活圏を構成している圏域。なお、基本的に、集落生活圏に一つの「小さな拠点」となります。

【調査対象とする小さな拠点の具体イメージ】

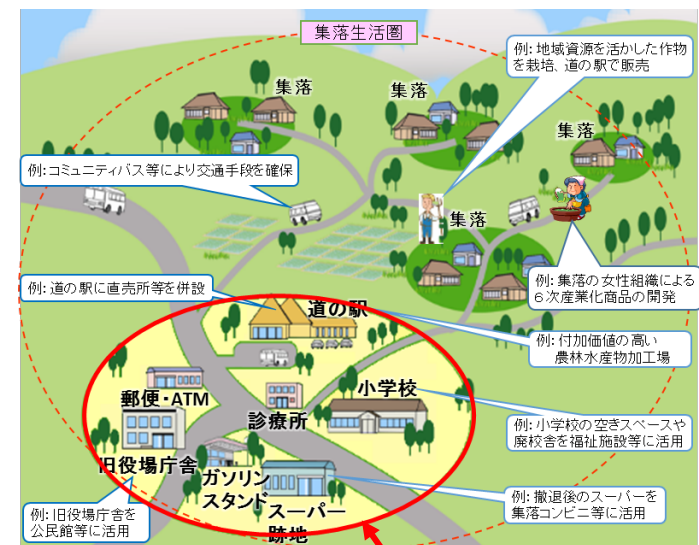
本調査の対象とする「小さな拠点」については、例えば、以下のような地区や施設です。あくまで例示ですので、これ以外の場合も前ページの概念に該当すれば、本調査の対象として下さい。

- ・旧町役場周辺に、旧役場庁舎を活用した支所や地域交流センター、小学校、郵便局、商店、バス停等が歩いて回れる程度の範囲に従来から集積しており、引き続き、地域 (集落生活圏) の中心拠点として機能している地区 (エリア) 【従来から機能・施設が集積しているエリア】
- ・廃校となった小学校校舎を活用し、旧校舎を改修して、地域住民の活動拠点センターや小規模売店を新たに設置するとともに、近隣にあった老朽化した診療所や老人福祉センターを移設集約した施設【既存施設を活用し、機能を集約した施設】
- ・新たに道の駅を整備し、道の駅を中心施設として、今後、地域内の生活機能や交流機能の拠点として整備を図っていく地区 (エリア) 【新規に整備するエリア】

※必ずしも新規に施設を整備する場合や施設を移転・集約する場合を対象とするものではなく、従来からある集落の中心機能を維持していくことも小さな拠点の対象となります。また、「小さな拠点」という名称を使用している必要はありませんので、本調査で示している小さな拠点の概念に該当する場合は、幅広く調査への回答をご検討下さい。

※本調査の対象とする小さな拠点は、中山間地域や農村部を主に対象と考えており、明確な定義はありませんが、特に都市部や市街地 (特にDID地区 (国勢調査における人口集中地区)) における機能が集積しているエリアや施設は対象としません。(都市計画法の市街化区域に立地する箇所は集計から除いた)

〔小さな拠点の概念図〕



小さな拠点